

国立大学法人愛媛大学学長選考規程実施細則

〔平成17年6月22日〕
規則第 386 号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人愛媛大学学長選考規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づき、学長候補者の選考、学長の解任及び学長の業績評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格者)

第2条 規程第6条第3項各号の推薦の資格を有する者は、規程第6条第3項の学長候補適任者推薦の公表日に現に在職する者（休職、出勤停止、停職、育児休業及び介護休業中の者を除く。）とする。

2 規程第10条第3項各号の意向調査投票の投票資格者（以下「投票資格者」という。）は、規程第10条第1項の意向調査投票の公示日に現に在職する者（休職、出勤停止、停職、育児休業及び介護休業中の者を除く。）とする。ただし、意向調査投票の日までに休職、出勤停止、停職、育児休業若しくは介護休業となった者又は退職した者は、その資格を有しない。

(公表及び公示の方法)

第3条 規程に基づく公表及び公示は、予め定められた所定の場所に掲示するとともに、愛媛大学のホームページに掲載する。

(意向調査投票管理委員会)

第4条 規程第5条第1項に規定する意向調査投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、別表1に規定する投票所ごとに、当該投票所が推薦する各1人（学長、学長選考会議委員及び規程第6条第2項から第4項までに規定する候補適任者である者を除く。）をもって組織する。

- 2 管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 管理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 管理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 管理委員会に、各委員の職務を代行する代理を置くことができる。
- 7 代理は、別表1に規定する投票所ごとに、当該協力事務に所属する課長又は副課長のうちから、当該投票所が推薦する各1人をもって充てる。
- 8 学長選考会議は、管理委員会の投票事務を補助させるための必要な協力を、学長に要請することができる。

(管理委員会の事務)

第5条 管理委員会は、学長選考会議から付託された次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 意向調査投票の実施及び投票事務に関すること。
- (2) その他学長選考会議から付託された事項

2 管理委員会委員は、投票及び開票の立会人となる。

(候補適任者の推薦)

第6条 規程第6条第5項に規定する候補適任者の推薦及び選出に当たっての推薦書を提

出する場合において、被推薦者が重複する場合は、それぞれ提出するものとする。

2 職員が規程第6条第3項に規定する連署を行う場合は、1回限りとする。

(意向調査投票の公示)

第7条 管理委員会は、意向調査投票の投票日の7日前までに、意向調査投票について、その実施日時、場所、候補適任者の氏名(50音順)、経歴書、推薦書及び所見を公示するものとする。

2 管理委員会は、公示日現在において、第8条第1項に規定する投票所(以下「投票所」という。)別に、投票資格者の名簿(以下「名簿」という。)を作成し、縦覧に供するものとする。

3 名簿は、投票所を担当する事務室に備え付け、その縦覧期間は公示日から意向調査投票の投票日の3日前までとする。

4 投票資格者は、名簿に脱漏、誤載等の不備があることを認めるときは、投票日の3日前までに管理委員会に異議を申し立てることができる。

5 管理委員会は、前項の申立てがあったときは、直ちにその内容を審査し、申立てが正当であると認定したときは、投票日の前日までに名簿の修正を行わなければならない。

(投票)

第8条 管理委員会は、別表1に定める投票所を設置する。

2 投票資格者は、前項により定められた投票所において投票を行うものとする。ただし、投票資格者のうち、別表2に掲げる勤務地で常時勤務する者の投票は、郵便によるものとする。

3 各投票所の事務は、管理委員会委員がこれを管理する。

4 管理委員会は、公示の当日、管理委員会委員に投票所ごとに必要とする枚数の投票用紙を交付する。

5 投票資格者は、投票日に投票所において投票用紙の交付を受け、投票を行う。

6 投票は、単記無記名とする。

(不在者投票)

第9条 意向調査投票において、投票資格者が投票日に投票することができないときは、公示日の翌日から投票日の前日までの間に不在者投票を行うことができる。

2 前項の投票を行おうとする者は、別に定める様式により、当該投票所を担当する管理委員会委員に申し出て、その承認を得なければならない。

3 不在者投票を行う者は、投票用紙に学長候補適任者として適当と思われる者の氏名を明確に記載し、これを不在者投票用封筒に入れて封をした上で提出用封筒に不在者投票用封筒を入れ、提出用封筒の所定の位置に署名して、不在者投票を管理する管理委員会委員に提出する。

4 不在者投票用封筒は、各投票所を担当する管理委員会委員が、公示日から投票日の前日までの間に管理委員会に申し出て、交付を受けるものとする。

(郵便投票)

第10条 第8条第2項ただし書の郵便による投票は、投票用紙を投票用封筒に封入したものを更に郵送用封筒に封入し、所定の位置に投票者の住所、所属部局及び氏名を明記のうえ、公示日の翌日から投票終了時間までに管理委員会に到達するよう国内の郵便局に差し出し、又は郵便差出箱(郵便ポスト)に投函することにより行うものとする。

2 管理委員会は、郵便による投票を行う者に、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵送用封筒を交付するものとし、投票用紙等の授受は、文書により明らかにしておくもの

とする。

3 第1項に規定する期間内に到達した郵便による投票は、郵送用封筒に封入のまま、所定の位置に受理したこと及び受理日時を記録し、管理委員会委員が署名、押印のうえ、開票まで保管するものとする。

4 第1項に規定する期間外に到達した郵便による投票は、到達日時を記録し、管理委員会委員2人が署名したうえ厳封して保管し、開票終了後開票立会人の立会いのもとに速やかに廃棄するものとする。

(代理投票)

第11条 代理投票は、これを認めない。

(投票箱の送達)

第12条 各投票所を担当する管理委員会委員は、公示された投票日の投票箱を閉じる時刻を経過した後、直ちに投票箱を封印して当該投票箱を管理委員会に送達しなければならない。この場合、不在者投票用封筒及び郵送用封筒については、封をしたままの状態提出するものとする。

(開票)

第13条 管理委員会は、大学本部に開票所を設置し、開票立会人を置く。

2 開票立会人は、委員長が管理委員会委員のうちから2人を指名する。

3 開票立会人は、前条により投票箱の送達があった場合は直ちに封印を点検し、異常がないことを確認した上で開票を行う。

(投票の効力)

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 2人以上の連記のあったもの
- (3) 公示された者以外の氏名を記載したもの
- (4) 白票のもの
- (5) 所定の期間内に到達しなかった郵便によるもの

2 投票の効力について疑義が生じたときは、管理委員会の決定するところによる。

(解任審査における意見聴取)

第15条 規程第13条第6項の規定に基づき、意見の聴取を投票により行う場合は、次の各号により実施するものとする。

- (1) 投票は、所定の投票用紙による無記名の可否投票とする。
- (2) 投票資格者は、規程第10条第3項各号に掲げる者とする。
- (3) 学長選考会議は、解任審査理由及び学長の意見陳述書の写しを、前号の投票資格者に事前に通知するものとする。
- (4) 投票の事務は、管理委員会が行う。
- (5) 管理委員会は、投票の結果を速やかに学長選考会議に報告するものとする。
- (6) その他、意見聴取に関しては、第2条第2項、第3条から第5条まで、第7条、第8条第1項から第5項まで、第11条から第13条まで、第14条第1項第1号、同条第1項第4号及び同条第2項の規定を準用する。

(事務)

第16条 学長候補者の選考、学長の解任及び学長の業績評価に関する事務は、総務部において処理する。

(雑則)

第 17 条 この細則の改正は、学長選考会議の議を経て学長選考会議議長が行う。

2 この細則の運用に関して疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定するところによる。

附 則

この細則は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 7 月 18 日から施行する。ただし、別表の上級研究員センターに係る改正については、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別 表 1（第 8 条第 1 項関係）

投票所	投票資格者所属区分	協力事務
樋又投票所	学長，理事，研究支援部，総務部，財務部，施設基盤部，経営情報分析室，広報室，監査室，基金室，女性未来育成センター，人権センター，SDGs推進室，別表2に定める郵便投票分	総務部総務課
図書館投票所	教育・学生支援機構，教育学生支援部（附属学校園事務課を除く。），社会連携推進機構（機構内の各センターを除く。），植物工場研究センター実証・展示・研修部門（郵便投票分を除く。），地域協働センター南予（郵便投票分を除く。），地域協働センター中予（郵便投票分を除く。），先端研究・学術推進機構（機構内の各センターを除く。），社会連携支援部，図書館（中央図書館），国際連携推進機構，国際連携支援部，総合健康センター，ミュージアム，四国地区国立大学連合アドミッションセンター，高大接続推進室	図書館事務課
法文学部投票所	法文学部，人文社会科学研究科（社会共創学部所属の教員を除く。），アジア古代産業考古学研究センター，四国遍路・世界の巡礼研究センター	法文学部事務課
教育学部投票所	教育学部，教育学研究科，附属科学教育研究センター，附属インクルーシブ教育センター，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校，教育学生支援部（附属学校園事務課），俳句・書文化研究センター	教育学部事務課
社会共創学部投票所	社会共創学部，人文社会科学研究科（法文学部所属の教員を除く。），地域共創研究センター	社会共創学部事務課
理学部投票所	理工学研究科（理学系），理学部，学術支援センター（城北地区），沿岸環境科学研究センター，地球深部ダイナミクス研究センター，宇宙進化研究センター，	理学部事務課
医学部投票所	医学系研究科，医学部，附属病院，附属総合医学教育センター，附属手術手技研修センター，附属Aiセンター，附属看護実践教育研究サポートセンター，附属国際化推進センター，プロテオサイエンスセンター（重信地区），図書館医学部分館，学術支援センター（重信地区）	医学部総務課
工学部投票所	理工学研究科（工学系），工学部，附属船舶海洋工学センター，附属高機能材料センター，附属社会基盤・センシングセンター，附属環境・エネルギー工学センター，総合情報メディアセンター，産学連携推進センター，紙産業イノベーションセンター城北分室，プロテオサイエンスセンター（城北地区），知的財産センター，地域専門人材育成・リカレント教育支援センター，防災情報研究センター，大学連携e-Learning教育支援センター四国愛媛大学分室，データサイエンスセンター	工学部事務課

農学部投票所	農学研究科，農学部，連合農学研究科，附属農場，附属演習林，附属環境先端技術センター，附属食品健康科学研究センター，附属柑橘産業イノベーションセンター，植物工場研究センター基盤技術研究部門，紙産業イノベーションセンター樽味分室，地域協働センター西条（郵便投票分を除く。），附属高等学校，図書館農学部分館，学術支援センター（樽味地区），南予水産研究センター（郵便投票分を除く。）	農学部事務課
--------	---	--------

別 表 2（第 8 条第 2 項関係）

所 属	勤 務 地
南予水産研究センター	愛南町
植物工場研究センター実証・展示・研修部門	宇和島市
紙産業イノベーションセンター	四国中央市
地域協働センター西条	西条市
地域協働センター南予	西予市